

マイナンバーカードの普及・利活用拡大

【目次】

1. カードの普及状況・利用シーンの拡大 … p2
2. カード等更新のための広報 … p3
3. マイナ保険証 … p4~6
4. マイナ免許証 … p7~9
5. (身分証明書としての活用の徹底)マイナンバーカード対面確認アプリ… p10
6. 犯収法・携帯電話不正防止法 … p11~13
7. マイナ救急 … p14~15
8. 地方公共団体のオンライン化・市民カード化の推進 … p16~17
9. 防災DX等の推進 … p18~19
10. カードの民間事業者による利活用シーンの拡大 … p20~27
11. スマホ搭載 … p28~30
12. 国家資格のオンライン・デジタル化 … p31~34

マイナンバーカードが支える、個人に寄り添う、安全・便利なデジタル社会（イメージ）



オンライン市役所化

自治体・国の様々な行政手続をスマホから
一人一人に寄り添う公共サービスを、プッシュで実現

AIコンサルジュ

給付金のお知らせ
プッシュ型給付

予防接種等
プッシュでお知らせ

サービス案内

子育て支援手続

引越手続

パスポート申請

被災者支援

e-Tax

介護手続

将来像
↑
解決策

課題

マイナカード・マイナポータル導入

役所へ赴き
窓口で手書申請

サービスごとに、カードがバラバラ
なりすまし被害も心配

マイナカード導入

マイナカード機能
の民間開放

事業者ごとにバラバラ
なりすまし被害も心配
手間やコストもかかる

自分を証明する マイナンバーカード



対面でもオンラインでも
ICチップで確実に

市民カード化

令和7年
2月23日実績
1月末時点

申請：10,988万枚（約88.0%）
交付：10,737万枚（約86.0%）
保有数：9,695万枚（約77.6%）

いつでも安全に持ち歩いて
新たなサービスやメリットも受けられる

スマホ搭載

- いつでも使える
- カードがざし不要
- 生体認証で簡単

診察券等も
マイナ一枚へ

マイナ救急

マイナ免許証

マイナ保険証

ワクチン
接種証明

図書館
カード

在留カード

国家資格証

民間会員証
や社員証
への応用

安全・便利な 民間ビジネス

なりすましのないサービス・
簡単・迅速・安価な手続へ
サブスクリプション型など、
新たなサービスの開拓へ

リアルからオンラインへ

Pull型行政からPush型行政へ

なりすましの無い取引へ

新たなサービスの開拓へ

プロスポーツ等の
ファンサービス

ライブイベント
チケット転売防止

ゴルフ場
無人チェックイン
地域振興連携

ネット仮想空間
上の本人確認

古物取引
オークション

携帯電話
申込・各種手続

銀行・証券の
申込・各種手続

マッチングアプリ

年齢確認等

キャッシュレス決済
本人確認

シェアエコの
本人確認

Before（課題） → Solution（解決策） → Future（将来像）

マイナンバーカード・電子証明書の更新を頂くための周知徹底について

- マイナンバーカードの有効期限は10年、電子証明書の有効期限は5年となっているところ、25年度は、更新が多数見込まれる。（25年度2,790万件、24年度900万件）
- 保険証として利用されるなど、安全・便利で効率的なデジタル社会の基盤となるマイナンバーカード及び電子証明書を、国民に確実に更新いただくことが極めて重要。
- 政府全体で、国民に対し確実に更新いただくため、手続の必要性について、利用の観点から広く周知を実施することが必要。

参考

(単位：万件)

| 更新必要件数 | 2024 (R6) | 2025 (R7) |
|--------|--------------|--------------|
| カード | 260 | 1,210 |
| 電子証明書 | 640 | 1,580 |
| 合計 | 900 | 2,790 |

カードの有効期限

→発行の日から10回目の誕生日まで
(18歳未満は5回目の誕生日まで)

電子証明書の有効期限

→発行の日から5回目の誕生日まで

2024年12月2日から、健康保険証は、 マイナンバーカードを基本とする仕組み※に移行しました

マイナ保険証になると こうなる

医療情報の共有化により、より良い医療を受けることが可能に

正確な情報に基づいた より良い医療が受けられる！

初めて受診する医療機関等でも
医師や薬剤師等に
いつも飲んでいる薬の種類や量を
正確に知ってもらえる



スマホから簡単に 自分の医療情報を確認できる！

過去の健診結果や薬剤情報、
医療費等を自分のスマホで
簡単に確認できる（マイナポータル）



参考：マイナンバーカードの健康保険証のメリット（厚生労働省）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22682.html
マンガでわかるマイナ保険証のメリットを公開中！「データヘルス編」「医療の負担軽減編」「医療の未来編」

マイナ保険証のメリット（1/2）

メリット

①

全国の薬局で5割導入！

マイナ保険証だと、薬の重複処方や、飲み合わせのよくない薬を医師・薬剤師にお知らせ

マイナ保険証で受診すると、ご本人が同意をすれば、過去に処方された薬の正確な情報が医師・薬剤師に共有されます。また、電子処方箋の導入により最近処方された薬で、薬の重複処方や飲み合わせの調整が必要な薬があった場合、自動で検知され、医師・薬剤師が確認できるしくみも、全国で導入を進めています。

※ 2024年11月10日時点で約5割の薬局が電子処方箋を導入



メリット

②

全国の医療機関・薬局で導入済み

マイナ保険証だと、病気やケガによる急な入院でも、手続きなしで高額な窓口負担が免除される

マイナ保険証で受診すると、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき、限度額を超える医療費の立て替え払いが不要となります。



メリット

③

今年度実証事業・2025年度全国展開予定！

マイナ保険証だと、急な病気やケガなど“もしも”のときも役立つ

マイナ保険証を持っていれば、救急搬送時に傷病者本人が受診歴や服用している薬などを説明できない状況でも、救急隊員がマイナ保険証を読み取って受診歴・診療情報・薬剤情報等の情報を把握できるため、救急活動の迅速化・円滑化につながります。

※ 救急隊員がマイナ保険証を活用して情報を把握する取組み（マイナ救急）の実証を全国67の消防本部で実施



マイナ保険証のメリット（2/2）

メリット

④

2025年1月 全国約10箇所モデル事業スタート予定！



マイナ保険証だと、患者のカルテ情報を医療機関間で共有 さらに自身でも閲覧可能

マイナ保険証で受診すると、ご本人が同意をすれば、傷病名やアレルギーなど診療に必要な医療情報が医療機関間で共有されるとともに、自分自身でもマイナポータルで閲覧できるようになり、より良い医療の提供が可能となります。

※ 紹介元(かかりつけ医等)の医療機関での検査結果等が紹介先の医療機関へ共有されるため、診療への反映が可能となり、より良い医療の提供が実現

メリット

⑤

全国で順次拡大中

マイナ保険証だと、マイナンバーカード1枚で受診が可能に

マイナ保険証は、診察券との一体化や予防接種や健診等マイナンバーカード1枚で医療機関を受診できる活用も広がっています。

さらに、マイナ保険証の機能をスマートフォンに搭載し医療機関等で利用できるよう、整備を進めています。

- ・ 診察券を何枚も持ち歩かず**マイナ保険証と一体化**（一部医療機関で実施中）
- ・ **予防接種**や**乳幼児健診**もマイナ保険証で（医療費助成は179自治体に拡大）
- ・ **マイナンバーカード搭載のスマホ**でも受診可能な医療機関を拡大（2025年春から）



マイナンバーカードと運転免許証の一体化の周知に係るリーフレット

【表】

【裏】

令和7年
3/24
運用開始!

マイナンバーカードを
運転免許証として、
利用できるようになります。



免許証は選べる3タイプ



※ 運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯

希望する方は、マイナ免許証を持つことができます。

? 一体化のための手続きは?

運転免許センター[※]で手続きが可能です。
免許情報をマイナンバーカードに記録できます。

? 免許情報の確認はどうするの?

専用アプリで確認します。
券面には免許情報が記載されないため、「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りを行います。

マイナンバーカードを
免許証として使える!
だから、メリットたくさん!



改正道路交通法の施行により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の制度が令和7年3月24日から開始されます。一体化で免許情報がマイナンバーカードに記録されるので、住所変更等の面倒なアレコレがらくらくスムーズ!

メリット 1 住所変更等がラクに!



氏名、住所又は生年月日の変更は自治体に届け出るだけで完了! 免許センター等での変更手続きが不要になります。

マイナ免許証のみ保有者

メリット 2 オンライン更新時講習が受講可能に!



マイナポータルとの連携で、オンライン更新時講習の受講が可能になります。

優良運転者講習

一般運転者講習

メリット 3 住所地以外での更新の迅速化・申請期間延長!

経由地更新 即日完了!



住所地以外の免許センターで行うことができる免許証の更新手続き(経由地更新)が迅速化されます。

優良運転者

一般運転者

メリット 4 更新手数料が安く



マイナ免許証は免許証と比べて更新手数料が安くなります。

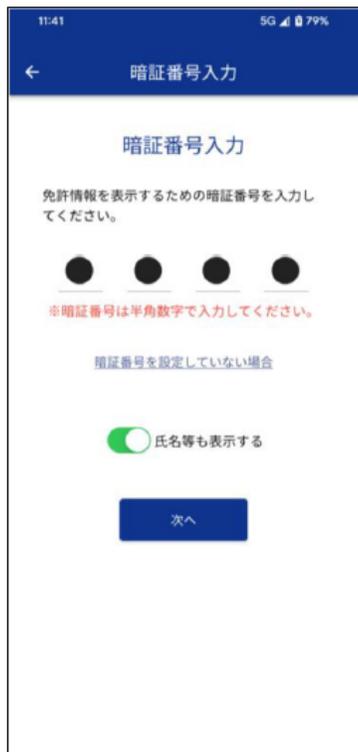
一体化の手続き前に準備すること

住所変更ワンストップサービス等の利用申請やマイナポータル連携手続きのためには、運転免許センター等でのマイナンバーカードの署名用電子証明書の提出が必要ですので、一体化の手続前に6~16桁の署名用電子証明書暗証番号を予め準備してください。

マイナ免許証読み取りアプリの利用方法



①アプリストアからインストール後、アイコンをタップしてアプリ起動し、読取開始を選択



②マイナ免許証取得時に免許センター等で設定した暗証番号（4桁）を入力

氏名等を表示する場合



③照合番号B（生年月日6桁、マイナンバーカードの有効期限西暦部分4桁、セキュリティコード4桁）を入力した上で、マイナ免許証をかざす

氏名等を表示しない場合



③マイナ免許証をかざす



④読取結果の表示

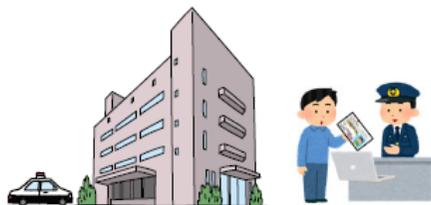
※氏名等を表示しない場合、氏名、住所及び生年月日が「ー（ハイフン）」で表示される

オンライン更新時講習（令和7年3月24日から運用開始）

オンライン更新時講習を受講するために

事前準備

- ・ 運転免許センター等でマイナ免許証を申請
- ・ マイナ免許証とマイナポータル連携



受講に必要なもの

- ・ スマートフォン又はパソコン
※ 内蔵カメラ、マイナンバーカードの読取機能が必要
- ・ マイナ免許証
- ・ Wi-Fi環境を推奨

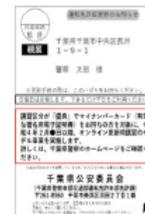


受講対象者

- ・ 更新連絡書（はがき）の講習区分が優良運転者講習又は一般運転者講習の方

受講期間

- ・ 運転免許証の更新期間中



更新手続の流れ

自宅等でオンライン更新時講習を受講
(優良運転者講習30分 一般運転者講習60分)

① 更新連絡書 (はがき)



優良運転者講習
又は
一般運転者講習

② マイナポータル にログイン



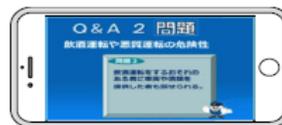
③ 講習動画の視聴 確認テストの実施



※ 受講中はカメラが起動し、受講者の顔の検知、本人確認等が行われます。

講習手数料（標準額）：優良、一般ともに 200円

④ 運転適性診断の実施 ※ 一般運転者講習は必須



運転免許センター 警察署等

⑤ 更新手続

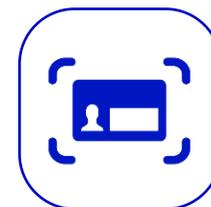
- ・ 視力検査
- ・ 写真撮影等



更新手数料（標準額）
マイナ免許証のみの場合：2,100円
マイナ免許証とIC免許証の場合：2,950円

- ※ 運転免許センター等で更新申請を行う前に受講してください。更新申請後には、受講できない場合があります。
- ※ マスクやサングラスなどは着用せず、顔がよく分かるようにして受講してください。

マイナンバーカード対面確認アプリ



アプリの概要

- 「マイナンバーカード対面確認アプリ」は、対面での本人確認の際に、マイナンバーカードのICチップを読み取り、格納された氏名などの本人情報を確認するためのアプリです。事業者や自治体のスタッフが、顧客や住民の本人確認などを行う際に利用できます。
- 主な利用シーン：
 - 金融機関での取引のための本人確認時、携帯電話の契約のための本人確認時、中古品の買取のための本人確認時、自治体窓口での本人確認時、その他、マイナンバーカードの対面での本人確認が必要なとき

サービスサイト

アプリの利用を検討する事業者・自治体の方に向けて、以下のサイトをご用意しています。

- [マイナンバーカード対面確認アプリ](#)
- [使い方ガイド](#)
- [よくある質問](#)

背景

- かねてより、050携帯電話等を用いた犯罪を抑制するにあたって、携帯電話取得時の本人確認が課題であり、ルフィ事件をきっかけに、犯収法等の本人確認方法について、犯罪リスクの高い方法（eKYCの画像撮影方式や郵送方式等）を、堅牢性の高い公的個人認証サービスに移行させるべく、警察庁・総務省・金融庁・デジタル庁間で協議を開始したものの。
- 令和5年3月17日には、緊急対策プラン（閣議決定文書）が公表され、「携帯電話不正利用防止法及び犯罪収益移転防止法等で定められている本人確認の実効性の確保のため、制度改革を含め、非対面の本人確認においてマイナンバーカードの公的個人認証機能の積極的な活用を推進する」といった記載がされたところ。



デジタル社会の実現に向けた重点計画（抜粋）2023年6月9日閣議決定

第3-2 各分野における基本的な施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化
 - (3) マイナンバーカードの普及及び利用の推進
 - ⑤ 様々な民間ビジネスにおける利用の推進

(前略)

犯罪による収益の移転防止に関する法律、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でも公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする。



重点計画における「対面での本人確認時のICチップ情報の読み取り義務付け」に関して

- 令和6年、偽造したマイナンバーカードの券面を本人確認に利用し、他人になりすまして他人の携帯電話のSIMを再発行させ、携帯電話番号などを乗っ取る「SIMスワップ」による詐欺行為が相次いで発生した。
- 令和6年6月18日に、犯罪対策閣僚会議において国民を詐欺から守るための総合対策（閣議決定文書）が公表され、「犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。（中略）さらに、公的個人認証による本人確認を進める。」といった記載がされたところ。



デジタル社会の実現に向けた重点計画（抜粋）2024年6月21日閣議決定

第3 重点政策一覧

1. デジタル化による成長戦略

○【No.1-36】犯収法等における非対面本人確認方法のJPKI一本化

犯罪による収益の移転防止に関する法律、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。**対面でもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯収法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。**また、そのために必要なICチップ読み取りアプリ等の開発を検討する。加えて、公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする。

犯収法等における非対面本人確認方法のJPKI一本化 工程表

「デジタル社会の実現に向けた重点計画（2024年6月21日閣議決定）第4 工程表」より抜粋

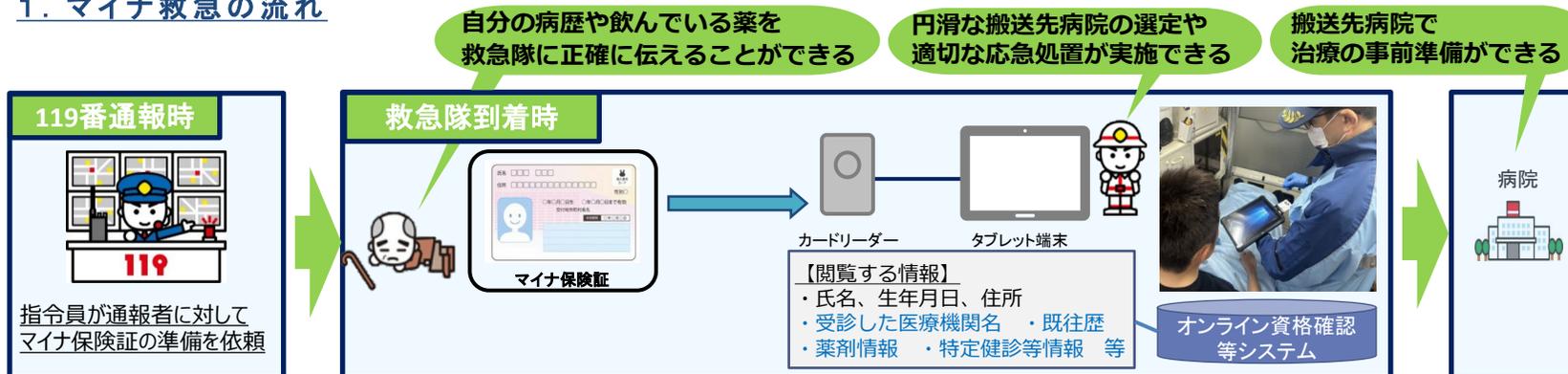
| 施策名 | 取組内容の見出し | 工程表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 担当府省庁 |
|---------------------------|---------------------------------|--------|----|----|----|--------|----|----|----|--------|----|----|----|--------|----|----|----|--------|----|----|----|---------------|
| | | 2023年度 | | | | 2024年度 | | | | 2025年度 | | | | 2026年度 | | | | 2027年度 | | | | |
| | | 1Q | 2Q | 3Q | 4Q | |
| 犯収法等における非対面本人確認方法のJPKI一本化 | eKYC廃止等について、事業者と議論・調整の上、改正内容の検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | デジタル庁、警察庁、総務省 |
| | パブリックコメントのうえ、改正内容決定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | デジタル庁、警察庁、総務省 |
| | 十分な準備期間を確保したうえで施行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | デジタル庁、警察庁、総務省 |
| | 対面の本人確認についてICチップ読み取りの義務化の検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | デジタル庁、警察庁、総務省 |

マイナ救急〔マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化〕



➤マイナ救急とは、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組

1. マイナ救急の流れ



2. 令和6年度実証事業の結果

- ・67消防本部660隊において、約2ヶ月間の実証を行った。
- ・マイナ救急により、情報閲覧した件数は**11,398件**。
- ・活用事例及び救急隊、傷病者、病院それぞれの声は次ページ以降を参照。

3. 令和6年度補正予算

マイナ救急の全国展開の推進 **20.6億円**

※全国の各消防本部において、救急現場での操作性に優れた専用システムを活用した実証事業を実施

※実証事業の規模 令和6年度 660隊 ⇒ **令和7年度 5,334隊**

4. マイナ救急の広報について

- ・マイナ救急の認知度向上を図るため、**ショートムービーを作成し**、SNS（YouTube、消防庁X等）で広報を行うとともに、全国の消防本部、都道府県等へ提供。



- ・今後、マイナ救急の流れの説明、活用事例の紹介、マイナ保険証の携行の呼びかけ等のため、**政府広報、ポスター、広報誌**等により、**国と自治体とで連携した広報を実施**予定。

マイナ救急 活用事例



マイナ救急 令和6年度実証事業

○救急現場にいた関係者が高齢の夫婦のみだった事例（円滑な病院選定に繋がったケース）

年齢・性別：90歳代 男性

通報内容：傷病者の妻から、自宅で夫がうつ伏せで動けない。

救急隊到着時の現場の状況：傷病者は、うつ伏せ状態のまま動けず、意思の疎通が困難な状態であり、また、通報した妻も、傷病者の病歴や飲んでいるお薬を把握していない状況。

救急隊の活動内容：自宅にあった傷病者のマイナ保険証から、傷病者の通院履歴や薬剤情報を閲覧し、これらの医療情報に基づき円滑に搬送先を選定し、これらの医療情報を病院へ伝達した。



<マイナ救急の有用性>

高齢の夫婦のみで情報把握が困難な事案であったが、マイナ救急を実施することにより、救急隊が正確な情報を把握し、搬送先病院を円滑に選定することができた。

○実家に帰省中で、お薬手帳を所持していなかった事例（円滑な病院選定に繋がったケース）

年齢・性別：50歳代 女性

通報内容：帰省先の実家において、食事中に意識を失い、椅子から床に倒れこんでしまった。

救急隊到着時の現場の状況：傷病者は精神疾患で薬が処方されていたが、帰省中であったためお薬手帳を所持しておらず、飲んでいる薬が分からない状況。

救急隊の活動内容：傷病者が所持していたマイナ保険証から薬剤情報を確認し、これらの医療情報に基づき円滑に搬送先を選定し、これらの医療情報を病院へ伝達した。



<マイナ救急の有用性>

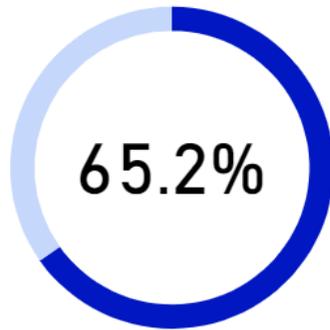
お薬手帳を所持しておらず、薬剤情報不明のため、搬送先医療機関の調整が難航するおそれがあったが、マイナ救急を実施することにより、薬剤情報を確認することができたため、搬送先は初診の医療機関ではあったが、円滑に搬送先医療機関を選定することができた。

地方公共団体の行政手続きのオンライン化対応状況

子育て・介護関係の26手続のオンライン化取組状況

デジタル庁

子育て・介護関係の全26手続を
オンライン手続できる自治体の割合



オンライン化が完了した自治体数 / 全自治体数 1,135 / 1,741

凡例

都道府県名 (オンライン化が完了した自治体数/全自治体数)

オンライン化が完了した割合 (%)

- 青色 : 100%
- 薄い青色 : 80%以上100%未満
- 灰色 : 80%未満

| 北海道・東北 | 関東 | 中部 | 近畿 | 中国・四国 | 九州・沖縄 |
|----------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 北海道(148 / 179) 82.7% | 茨城県(27 / 44) 61.4% | 新潟県(22 / 30) 73.3% | 三重県(9 / 29) 31.0% | 鳥取県(11 / 19) 57.9% | 福岡県(38 / 60) 63.3% |
| 青森県(22 / 40) 55.0% | 栃木県(16 / 25) 64.0% | 富山県(14 / 15) 93.3% | 滋賀県(5 / 19) 26.3% | 島根県(12 / 19) 63.2% | 佐賀県(14 / 20) 70.0% |
| 岩手県(28 / 33) 84.8% | 群馬県(12 / 35) 34.3% | 石川県(15 / 19) 78.9% | 京都府(8 / 26) 30.8% | 岡山県(20 / 27) 74.1% | 長崎県(12 / 21) 57.1% |
| 宮城県(15 / 35) 42.9% | 埼玉県(30 / 63) 47.6% | 福井県(15 / 17) 88.2% | 大阪府(17 / 43) 39.5% | 広島県(18 / 23) 78.3% | 熊本県(39 / 45) 86.7% |
| 秋田県(10 / 25) 40.0% | 千葉県(51 / 54) 94.4% | 山梨県(25 / 27) 92.6% | 兵庫県(27 / 41) 65.9% | 山口県(11 / 19) 57.9% | 大分県(17 / 18) 94.4% |
| 山形県(17 / 35) 48.6% | 東京都(19 / 62) 30.6% | 長野県(67 / 77) 87.0% | 奈良県(26 / 39) 66.7% | 徳島県(19 / 24) 79.2% | 宮崎県(23 / 26) 88.5% |
| 福島県(42 / 59) 71.2% | 神奈川県(7 / 33) 21.2% | 岐阜県(38 / 42) 90.5% | 和歌山県(21 / 30) 70.0% | 香川県(12 / 17) 70.6% | 鹿児島県(11 / 43) 25.6% |
| | | 静岡県(23 / 35) 65.7% | | 愛媛県(20 / 20) 100.0% | 沖縄県(17 / 41) 41.5% |
| | | 愛知県(37 / 54) 68.5% | | 高知県(28 / 34) 82.4% | |

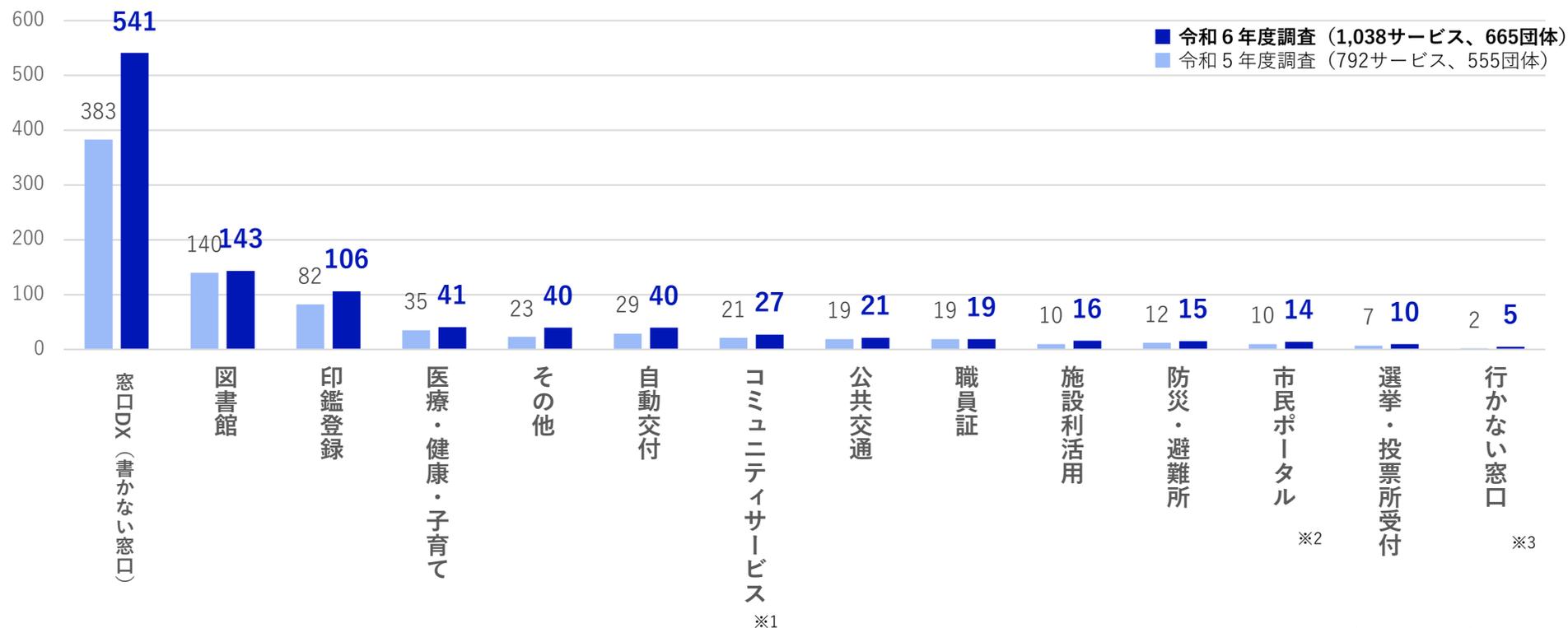
2024年3月31日時点の数値

※2：自治体での子育て・介護関係の26手続のオンライン化取組状況に関するダッシュボード | デジタル庁 (digital.go.jp)

自治体のマイナンバーカード独自利用状況（オンライン申請・コンビニ交付以外）（サービス区分別）

- 『窓口DX（書かない窓口）』が、令和5年度に続き、大きく増加
- 次いで、『図書館』、『印鑑登録』において利活用されているが、各種サービスでも利用が拡大している

サービス区分別サービス件数（令和6年10月1日時点）



避難者支援業務に関する実証事業の取組

- 発災直後の自治体業務の中で大きなウェイトを占めている避難所運営等の業務を効率化していくため、**避難者支援業務に関する実証事業**を2022（令和4）年度より開始。
- 実証用アプリ・システムを構築し、**避難所運営の効率化、マイナンバーカードの活用、避難所から災対本部への情報連携**等について検証を実施。2024（令和6）年度も、石川県の協力を得て、2025年2月に実証実験を実施。

【2022（令和4）年度】

- ・市町村の避難所運営等業務について、検証用アプリを作成し、**福岡市、神戸市、新潟県**で実証実験を実施。
- ・避難者が自ら避難所への入退所や健康状態等をスマホアプリで登録。この情報をもとに、避難所運営側が避難者数や要望等を円滑に把握できるか検証。



【2023（令和5）年度】

- ・**マイナンバーカード利用、複数自治体被災の広域災害**を想定し、**神奈川県**の協力を得て実証実験実施。
- ・検証用に避難者用アプリ、避難所運営・災対本部アプリを構築し、**避難所運営の円滑化、避難者のニーズの把握、市町村・県災対本部への情報集約**の効率化等を検証。



【2024（令和6）年度】

- ・能登半島地震の経験を踏まえ、**石川県の協力を得て、市町の境界を超えた広域避難**や、**カード非保持者への対応、対口支援職員**による避難所運営の観点も取り入れ検証。

新しい地方経済・生活環境創生交付金の概要

新しい地方経済・生活環境創生交付金

第2世代 交付金

- 新たに地方公共団体が自由度の高い事業を行うことができる交付金を創設し、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを、計画から実施まで強力に後押しする。
- ハード+ソフトや分野間連携の事業を一体的に支援するとともに、国による伴走支援を強化
 - 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画する仕組みの構築

最先端技術教育の拠点整備・実施
(ソフト・ハードの一体的支援)



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
(分野横断的な支援)



地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に
資する取組を支援

書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



地域防災緊急整備型

地域産業構造転換インフラ整備推進型

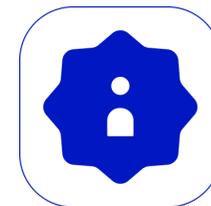
民間事業者におけるマイナンバーカード利用の導入効果について

- 銀行や証券など、民間サービスの申し込みへの活用に、幅広く利用が広がっている。
(R7.2.3現在、民間事業者665社がサービスを提供)
- デジタル庁において、JPKIの導入事業者にヒアリングを行ったところ、マイナンバーカードによるJPKIを活用した本人確認の導入効果については以下のとおり。
- マイナンバーカードが国民の7割以上に普及する中で利用割合が増加していること、本人確認に要する時間が短縮されること、導入企業の事務負担の軽減に繋がることが確認されている。 ※2025/01現在

| 項目 | A社 (証券会社) | B社 (銀行) | C社 (資金決済業) |
|-----------------------------------|--|--|--|
| 利用方法 | オンラインでの証券口座開設 | オンラインでの銀行口座開設 | オンラインでの資金移動口座開設 |
| JPKIによる本人確認の利用割合 2022年度→2024年度 | 10%⇒50% (5倍に増加) ※本人確認書類の画像をアップロードする方式、本人確認書類のコピーを郵送する方式がJPKIに置き換えられた。 | 20%⇒31% (1.5倍に増加) ※本人確認書類の画像と本人画像のアップロードによる方式がJPKIに置き換えられた。 | 15%⇒40% (2.6倍に増加) ※本人確認書類の画像と本人画像のアップロードによる方式がJPKIに置き換えられた。 |
| 本人確認に要する時間 | 短縮 | 約2分の1 | 数時間(従来)⇒即時 ※電子的に送信された本人確認書類の真正性確認に要する時間が短縮された。 |
| 本人確認に要するコスト | 減少 (事務処理費用が郵送の際の約 5分の1) | 約3分の1 | 約5分の1 |
| その他 | 不正申請が減少 | 不正口座開設が減少 | 不正申請が減少 |

デジタル認証アプリサービス

～スマートフォンで提供するサービスの基盤



アプリの概要

令和6年（2024年）4月時点で、マイナンバーカードの保有率は70%を越えており、マイナンバーカードの利用シーンが広がっています。「デジタル認証アプリ」は、マイナンバーカードを使った認証や署名を、安全に・簡単にするための、デジタル庁が提供するアプリです。

行政機関や民間事業者は、デジタル庁が提供するデジタル認証アプリと連携するAPI（デジタル認証アプリサービスAPI）を活用することで、マイナンバーカードを使った本人確認・認証や電子申請書類への署名機能を簡単に組み込むことができます。

なお、本アプリケーションは、将来的にマイナポータルアプリとの統合を予定しており、また、スマホ用電子証明書のサービスにも対応する予定です。

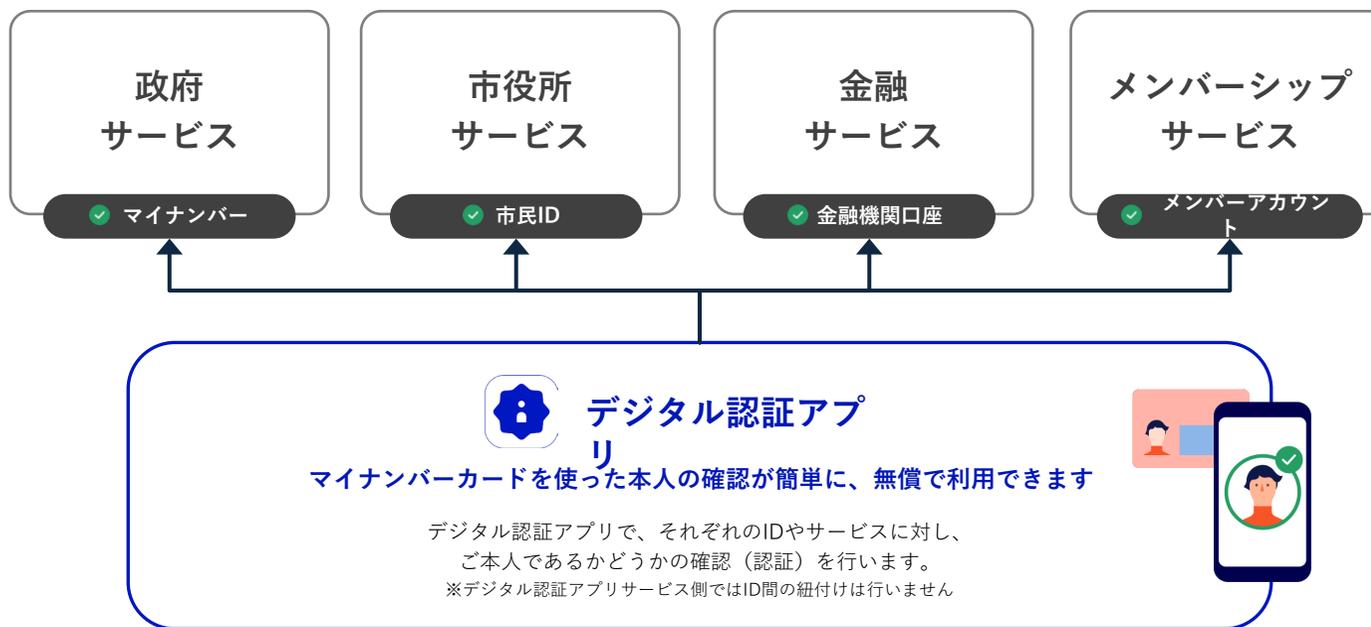
サービスサイト

APIでの利用を検討している皆様に向けて、以下のサイトをご準備しています。

- ・ [デジタル認証アプリ](#)

デジタル認証アプリサービス

～どのサービス・どのIDに対しても、スマホで本人の確認を提供



利用申込 114サービス

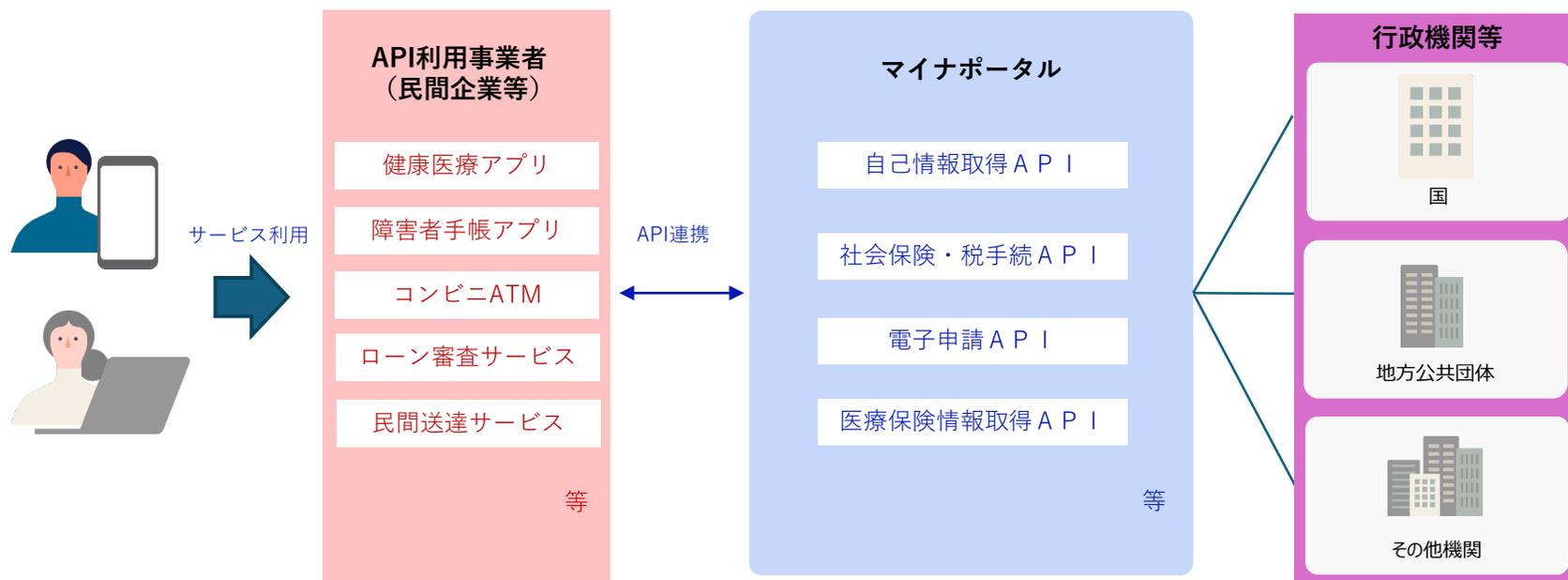
※2025年2月4日時点

※その他、利用相談を約150団体から受付中

※2024年6月時点では、Androidのスマホ用電子証明書に対応していません。

マイナポータルAPIとは

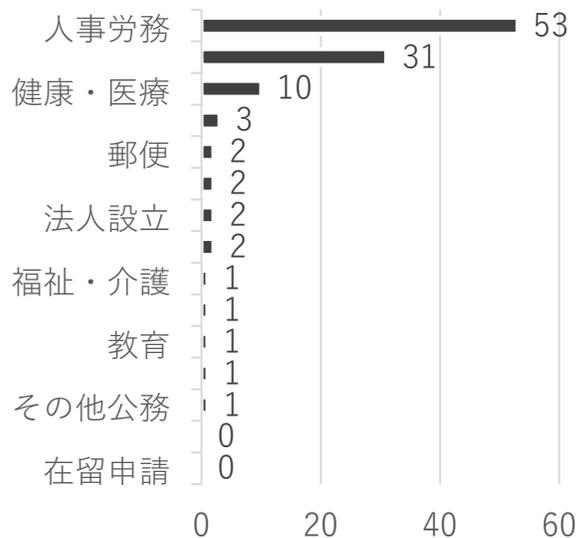
マイナポータルで提供する機能を、サービス提供者が利用できるようAPIを提供することで、官民の様々なサービスにおけるデータ利用・利便性向上を推進



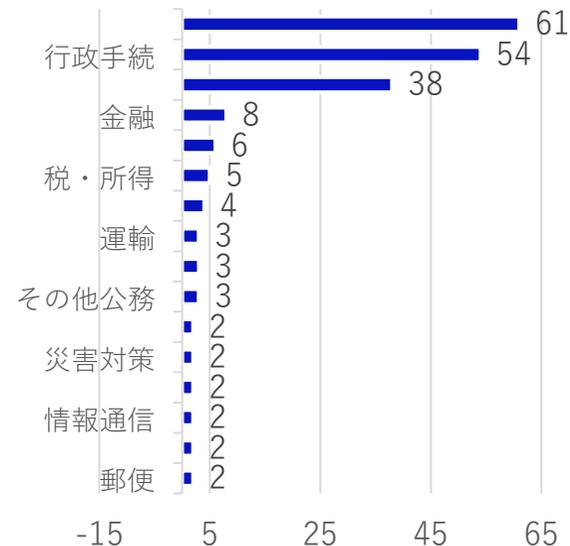
マイナポータルAPIの利用拡大に向けて

- マイナポータルに連携される情報については随時関係省庁と表示画面も含めて協議させていただいている一方、APIとして開放したデータの利用目的等については原則デジタル庁（健診等情報を取り扱う場合には総務省・厚生労働省・経済産業省に協議）にて審査を実施している状況。
- データ活用のニーズや用途の拡大を踏まえ、データ所管省庁におかれては、マイナポータルに連携するデータの民間事業者等におけるユースケースや利用目的等の想定についても必要に応じて協議させていただき、データの適正利用と事業者における積極活用にご協力いただきたい。

2023.3時点：110事業



2025.3時点：197事業



(参考) マイナポータルAPIを用いた事業者サービス提供例

婚活サービス

- ・婚活アプリ利用の際に戸籍情報を連携することで、自身の独身証明が可能に
- ・利用API：自己情報取得API（戸籍関係情報）

ヘルスケア

- ・薬剤情報等の連携により、お薬手帳用QRを読み込まなくともPHRデータが一元管理可能に
- ・自動更新されたデータをもとに「服薬アラーム」などPUSH型の健康管理も可能に
- ・利用API：医療保険情報API（薬剤・健診情報等）

障がい者福祉

- ・交通チケットや有料道路の障がい者割引の適用について、障がい者手帳情報を連携することでオンライン上での手続を可能に
- ・利用API：自己情報取得API（障がい者手帳情報）

人事労務

- ・年末調整手続や所得税確定申告手続について、マイナポータルを活用して、控除証明書等の必要書類のデータを取得し、各種申告書への自動入力が可能に
- ・利用API：民間送達接続API

ローン審査

- ・カードローン・クレジット審査の際、所得情報をマイナポータルを通じて提出することで、収入証明の取得・提出が不要に
- ・利用データ：自己情報API（所得情報）

(参考) 提供中のマイナポータルAPI

| # | 名称 | 取得可能データ |
|---|----------------|---|
| 1 | シングルサインオン | |
| 2 | 民間送達接続 | |
| 3 | 自己情報取得 | 税・所得、年金、戸籍、雇用保険等、自治体が保有する各種情報 |
| 4 | お知らせ情報取得 | 行政機関からのお知らせ |
| 5 | 民間送達サービス保有情報取得 | |
| 6 | 医療保険情報取得 | 医療費、薬剤、処方、調剤、健診結果、診療の情報 (オンライン資格確認等システム経由) |
| 7 | PMH情報連携 | 医療費助成、予防接種、母子保健情報 (Public medical Hub経由) |

| # | 名称 | 取得可能データ |
|----|------------|----------------|
| 8 | 期間連携 | #6の情報が90日間更新可能 |
| 9 | 法人設立手続等申請 | |
| 10 | 社会保険・税手続申請 | |
| 11 | 電子申請等 | |
| 12 | 電子申請等情報受取等 | |
| 13 | 健康保険証利用登録 | |
| 14 | 利用者登録等 | |
| 15 | 属性連携設定 | |
| 16 | 在留手続申請 | |

マイナポータルAPI仕様公開サイト (<https://myna.go.jp/html/api/index.html>) から、民間事業者等が申請に必要な情報や申請様式の閲覧・取得が可能

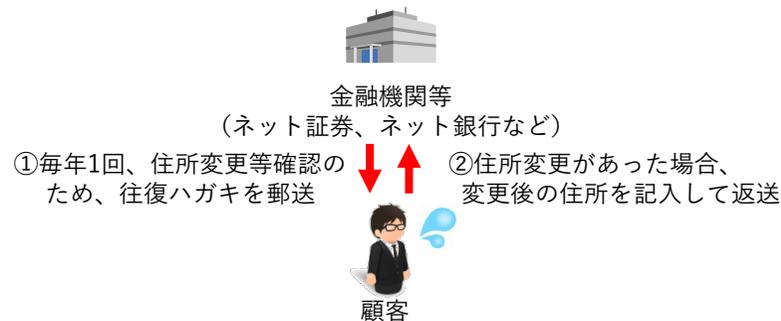
公的個人認証サービスを利用した最新の基本4情報提供サービス

金融機関等がSP事業者となることで、顧客申し込み等の際に、公的個人認証サービスを利用して本人確認を行う場合には、同意を得ることにより顧客の変更後の住所等*を国の機関（J-LIS）から入手することができる（※住所、氏名、生年月日、性別の基本4情報）

サービス活用前

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は

1年に1度程度 郵送で顧客に確認し、顧客情報を最新化する

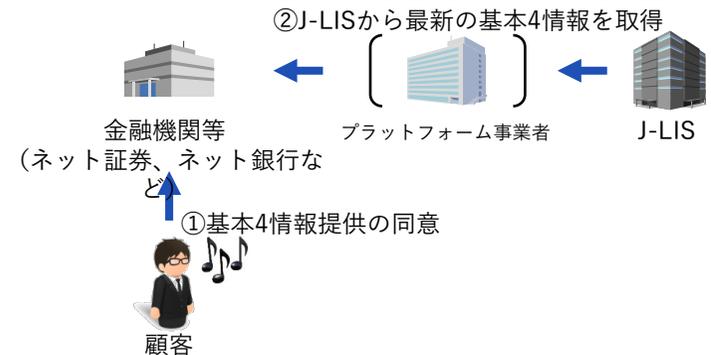


- ・ 顧客の住所等変更のタイミングがすぐにわからない
- ・ 必ず返信が来るとは限らない
- ・ 郵送費がかかる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信が手間

サービス活用後

住所等変更確認のために、金融機関等事業者

いつでも オンラインで顧客情報を最新化できる



- ・ 金融機関は顧客が住所等変更を行うとすぐにわかる
- ・ いつでも照会できる
- ・ 往復はがきでのやり取りが不要になる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信の手間がなくなる

参考（デジタル庁HP）：[最新の利用者情報（4情報）提供サービス](#)

マイナンバーカード機能のスマホ搭載について

- 希望するマイナンバーカード保有者に対し、マイナンバーカードのうち①電子証明書機能（電子署名及び電子認証の機能）を、お持ちのスマホに搭載するサービスを、令和5年5月11日より開始。（まずはAndroid端末から開始。）
- もう一つのマイナンバーカード機能である②属性証明機能（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、顔写真の証明の機能）のスマホ搭載についても、必要な改正法が成立。
- iPhone端末は上記の①②の機能について、今春に搭載を目指すことを令和6年5月に公表。
- スマホ搭載により、マイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマホだけで、マイナンバーカードでできることが順次、できるようになる。なお、4桁の暗証番号に代わり、携帯電話の持つ生体認証機能を活用することも可能（※機種による）。



マイナンバーカードでできること（予定含む。これらが順次、スマホだけできるように。）

■マイナポータルの利用



子育て支援



引越し



TAX
確定申告



薬剤・健診情報



母子健康手帳



予防接種

様々な行政手続のオンライン申請

ご自身の様々な情報の閲覧

個々人へのサービス等のお知らせ

■各種民間サービスの申込・利用



銀行・証券
口座開設



携帯電話申込



キャッシュレス
決済申込

■コンビニ交付サービスの利用



コンビニ交付

■健康保険証としての利用



健康保険証

■図書館カード等、様々なカードとしての利用

■災害における利用

■救急における利用

など

マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載について

(デジタル社会形成基本法等の一部改正法によるマイナンバー法の改正)

- マイナンバーカードと同等の機能をスマートフォンに搭載し、マイナンバーカードを持ち歩かなくても、スマートフォンで同じ本人確認を行えるようにする。
- 既に措置済のマイナンバーカードの電子証明書機能に加え、マイナンバーカードが保有している基本4情報等（氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真）をスマートフォンに搭載し、本人の了解のもとで、相手方に提供できるようにする。

■ 申請・搭載時

～ はじめは、マイナンバーカードをかざして、スマホにマイナンバーカード機能をダウンロード。



■ 利用

～ マイナンバーカード機能を使うときは、カードをかざすことなくスマホだけで官民の手続きが完了。
(マイナンバー法上の本人確認等が可能)



- ※ 1 デジタル社会形成基本法等の一部改正法：
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律
- ※ 2 マイナンバー法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

スマートフォン搭載でますます便利に（イメージ）

これまで

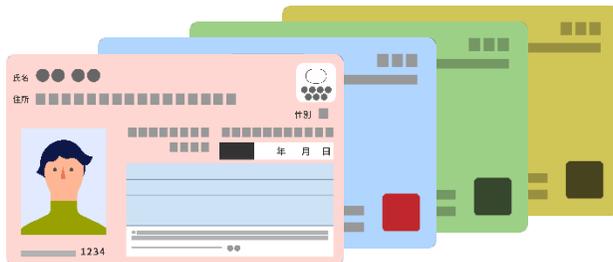
①マイナンバーカードを持ち運び



②マイナンバーカードの読み取り
& 暗証番号の入力



③物理カードでID提示



これから

スマホ一つでOK



カードをかざす必要なし
& 生体認証でOK

スマートフォンの顔認証や指紋認証



スマホでID表示・提供



令和6年8月6日(火)より国家資格のオンライン・デジタル化が始まりました

令和6年8月6日(火)より、これまでは紙で行われていた介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師における氏名等の変更手続き※1や、デジタル資格者証の取得がオンラインでできるようになり、これまでに社会保険労務士、保険医、保険薬剤師が加わりました(令和7年2月25日時点 7資格)。

- ◆ 住民票の写しや戸籍謄(抄)本の写しの添付も省略可能
- ◆ 登録免許税や手数料の支払いもオンラインでの決済(クレジットカード)が可能

※1 利用開始時に可能な手続きは資格ごとに異なる
令和7年2月時点の資格ごとの対応時期は下図を参照



【資格登録者数】
介護福祉士 200万人、社会福祉士 30.6万人、精神保健福祉士 10.9万人(令和6年6月末)
公認心理師 7.2万人(令和6年3月末)

※2 医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、衛生検査技師、死体解剖、医師臨床研修修了者、歯科医師臨床研修修了者、医師少数区域経験認定医師、薬剤師、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、管理栄養士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、国家戦略特別区域限定保育士、保育士、介護支援専門員、准看護師、栄養士、難病指定医(協力難病指定医)、小児慢性特定疾病指定医、税理士、小型船舶操縦士、行政書士、司法試験、司法試験予備試験、建築物環境衛生管理技術者、建築物調査員、建築設備等検査員、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者、情報処理安全確保支援士、海技士、調理師、精神保健指定医、キャリアコンサルタント、給水装置工事主任技術者、専門調理師、技能士(131種)、労働安全衛生法による免許(20種)、技能講習修了証(69種)、登録販売者、全国通訳案内士、地域通訳案内士、職業訓練指導員、製菓衛生師、クリーニング師、受胎調節実地指導員、教員、一級建築士、二級建築士、木造建築士、マンション管理士、自動車整備士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手、理容師、美容師、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、特定社会保険労務士、年金数理人

各種免許・国家資格等のオンライン・デジタル化のメリット

オンラインで申請できる

マイナポータルより、資格の新規取得・住所又は氏名等変更の申請ができる



添付書類は省略

住民票や戸籍に関する書類はマイナンバーを活用して連携



オンライン決済に対応

申請に必要な支払いは、お知らせを受け取ってオンラインで決済



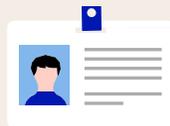
登録情報をいつでも確認

確認したい時に、すぐに関覧できる



デジタル資格者証を利用できる

デジタル資格者証※のデータを提供可能
※ 資格を保有していることの確認ができる電子データ



デジタル庁



令和6年度より、それぞれの国家資格で順次サービス開始します(実際の取扱いは資格により異なります)。

資格をお持ちの皆様やこれから取得される方は、新規取得や婚姻・引越しの際、また、デジタル資格者証が必要な際に、マイナポータルよりご利用下さい。

デジタル資格者証

国家資格システムでは、「デジタル資格者証」の発行が可能となります。デジタル資格者証は国家資格システムが保有する名簿情報をもとに発行され、申請者が当該資格情報を有することを確認することが可能です。当該資格者証には電子署名を付与することで、改ざん検知が可能な仕組みを有しております。なお、デジタル資格者証はPDF形式で発行され、主な用途としては印刷して利用いただくことを想定しております。

デジタル資格者証のイメージおよび掲載項目は以下のとおりとなります。

| # | 構成要素 | 記載形式 | 備考 |
|---|-------------|-------------|---------------------------|
| ① | 資格名称 | 〇〇資格証 | - |
| ② | 氏名 | 苗字 氏名 | - |
| ③ | 生年月日 | yyyy/mm/dd | - |
| ④ | 登録番号 | 第000000000号 | 桁数等は資格依存 |
| ⑤ | 発行日/登録日/交付日 | yyyy/mm/dd | - |
| ⑥ | QRコード | - | 検証用 |
| ⑦ | 交付機関/者名 | - | 1点のみ記載 |
| ⑧ | 本人写真 | - | 顔写真ありの場合のレイアウトも準備予定 |
| ⑨ | その他項目 | - | 上記以外で掲載項目が必要な場合、資格証の裏面に表示 |

【デジタル資格者証イメージ】

① 介護福祉士資格証

氏名 ② **山田 花子**

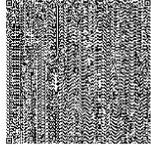
生年月日 ③ 1980/01/01
Date of birth

登録番号 ④ **88888** ⑥
No

登録年月日 2024/03/05
Date of registration

発行年月日 ⑤ 2024/03/06
Date of issue

訂正・変更年月日 2024/03/06
Date of correction



※デジタル資格者証はマイナポータルから資格者本人がダウンロード可能となります。また、表示項目においては名簿情報に登録された氏名が表示されます(そのため、旧姓”表記”には対応いたしません)。また、出力項目は各資格管理団体に設定いただくこととなります。(資格者本人の希望に沿って可変とはできません)

デジタル資格者証の活用方法

デジタル資格者証は二次元コードを読み込むことで有効性を確認できます。
紙の提出が必要な場合は印刷して送付も可能です。

1. 対面でデジタル資格者証を提示

(目視確認もスマホ読み取りも確認可能)



2. メールで資格者証データを添付し送付



3. 印刷した資格者証を対面で提出



4. 印刷した資格者証を郵送で提出

